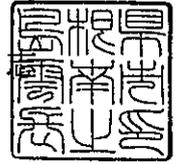


原 防 第 1 3 号
令和4年3月30日

島根県知事 丸 山 達 也 様
(防災部原子力安全対策課)

雲南市長 石 飛 厚
(防災部防災安全課)



『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る
覚書」に基づく手続きについて (回答)

令和3年12月14日付け原第638号で依頼のあったことについて、別紙の
とおり回答します。

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく手続きについて（回答）

中国電力株式会社から島根県に対し、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に基づき事前了解願いのあった、島根原子力発電所2号機の再稼働については、雲南市環境基本条例に示す「再生可能エネルギーの普及を図ることで、将来的に、原子力に頼らない社会の実現を目指す」とする理念と方針は堅持しつつ、安全の確保を大前提に、当面の間のエネルギーの安定供給、経済性、環境適合性を考慮し、さらに立地自治体の判断も尊重し、やむを得ないと考えます。

なお、この回答にあたっては、雲南市民の安全と安心を守る立場から、下記の意見を付し、島根県においてそれぞれに求めていただくよう要請します。

記

1. 中国電力株式会社を求める事項

- (1) 電力の需給バランス及び電源構成において、火力発電の今後の見通しを示すとともに、再生可能エネルギーの技術開発・導入の促進や新エネルギーの開発など、環境への適合を図り、より安全で安定かつ安価な電源確保に努め、できる限り早期に転換が図られるよう取り組むこと。
- (2) 原子力規制委員会の設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の審査の状況については、引き続き丁寧な情報提供を行うこと。
- (3) 今後、安全確保に関する新しい知見等が明らかとなった場合には、対策の迅速かつ適切な検討・反映、必要な設備整備等を行うなど、引き続き安全確保に万全を期すこと。
- (4) 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育・訓練といった人的な対応による安全文化の醸成に関しても、不断の充実・強化を図るよう適切な取り組みを行うこと。
- (5) 使用済燃料の安全かつ的確な保管・処理及び処分について、関係自治体等の理解を得ながら、事業者は責任をもって、国と連携し取り組みを加速させること。
- (6) 緊急時に住民の安全確保に大きな責務を有する周辺自治体としての意見等がしっかりと反映されるよう、事前了解権を含む安全協定を締結すること。

2. 国に求める事項

- (1) 徹底した省エネの推進、再生可能エネルギーの技術開発・導入の促進や新エネルギーの開発などにより、可能な限り原子力発電への依存度を低減させながら、環境への適合を図り、より安全で安定かつ安価な電気の供給を実現し、適切な電源構成を目指すとともに、できる限り早期に転換が図られるよう取り組むこと。
- (2) エネルギー政策及び原子力政策の状況について、今後も市民に分かりやすく丁寧に説明を行うこと。
- (3) 島根原子力発電所2号機の設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の審査などに当たって、市民の安心・安全を確保する観点から、厳格な審査を行うこと。
- (4) 審査においては、常に最新の知見を規制基準に反映し、将来にわたって、不断の安全性向上に取り組むこと。
- (5) 立地・周辺自治体が行う原子力災害対策に関わる施設設備の整備、訓練等防災関係者の技量向上や住民への周知等の取組みに対し、十分な財政的・技術的な支援を行うこと。
- (6) 原子力災害対応については、国が主導的な役割を担い、特に複合災害など不測の事態において、実動機関の全面的な支援が円滑に受けられるよう、関係機関の連携を強化するとともに、原子力災害対策の実効性向上に継続的に取り組むこと。
- (7) 使用済燃料の安全かつ的確な保管・処理及び処分が確実に行われるよう、事業者と連携し、国の責任で取組みを加速させること。
なお、中間貯蔵能力の拡大や高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定、六ヶ所再処理工場の稼働などの核燃料サイクル政策への対応等について、今後も丁寧に説明を行うこと。
- (8) 原子炉設置変更許可など重要な変更等が行われる場合に、周辺自治体の意見等を反映する新たな制度を構築すること。